

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月12日 実施)

観光課

調査事項	補助金について
指摘事項	令和2年度倉敷市観光事業団体補助金及び倉敷観光コンベンションビューロー安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金について、補助金の確定に伴い返還金が発生したが、相手方への返納通知及び納付書送付を行っていないので、戻入未済となっている。この未収金については令和3年10月の監査時点においても未調定のまま通知も収納もされていないので、倉敷市財務規則及び倉敷市補助金等交付規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	令和2年度倉敷市観光事業団体補助金及び倉敷観光コンベンションビューロー安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金について、すみやかに相手方へ返納通知及び納付書送付を行い、10月15日に返還金を収納しております。なお、定期監査の指摘内容について課内職員を指導し、今後は、進捗状況を管理職が確認し、再発を防止してまいります。また、倉敷市財務規則及び倉敷市補助金等交付規則等関係規程に従い、補助金額確定通知後、速やかに戻入命令のうえ出納整理期間内に返還金を収納するよう、適正な事務処理を行ってまいります。

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月12日 実施)

観光課

調査事項	収入について
指摘事項	バス専用駐車場施設使用料について、令和2年度中に調定し収入すべきものが、翌年度に調定し収納されていたので、適正に処理されたい。
措置	バス専用駐車場施設使用料について、今後は、年度初めに調定決議を行い、指定管理者と締結した協定書に基づく納入期限までに収納されるよう、適正な事務処理を行ってまいります。

# 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月12日 実施)

観光課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例等に従い適正な事務処理をされたい。
措置	行政財産の目的外使用許可について、倉敷市行政財産使用料徴収条例及び平成28年10月28日付け公有財産室長通知に基づき再計算を行い、追徴の事務処理を行っており、11月25日に収納しております。今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に基づき、使用料の算定方法に誤りがないよう、適正な事務処理を行ってまいります。

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月7日 実施)

商工課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市道路および普通河川等管理条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>令和3年10月28日に、適正な使用料と既徴収額との差額分を申請者から徴収しました。</p> <p>今後は、担当者以外の職員による算定の確認を徹底し、関係規程に従い適正な事務処理を行います。</p>

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月7日 実施)

商工課

調査事項	補助金について
指摘事項	倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金について、補助対象外の事業に対して補助金の交付をしていたので、倉敷市補助金等交付規則及び倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱に従い適正な事務処理をされたい。
措置	令和3年10月26日に、申請者に交付済みの補助金を返還して頂きました。 今後は、交付決定時における補助対象要件の確認を徹底し、倉敷市補助金等交付規則及び倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱に従い適正な事務処理を行います。

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年10月1日 実施)

労働政策課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	水島勤労福祉センターにかかる行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。
措置	令和3年11月29日に使用料の調定決議（変更）を行い、行政財産使用許可書（使用料訂正）及び差額分180円の納入通知書（納付期限：令和3年12月10日）を同12月1日に使用者へ送付しました。なお、令和3年12月9日に収納を確認しています。今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い、適正な事務処理を行います。